

議案第58号

岩倉市部設置条例の一部改正について

岩倉市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市部設置条例の一部を改正する条例

岩倉市部設置条例（昭和52年岩倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 市民協働部

第1条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 福祉部

(4) 健康こども未来部

第2条を次のように改める。

（事務分掌）

第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 職員の人事に関すること。
- (4) 基本的施策の企画に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 議会及び行政一般に関すること。
- (7) 情報化に関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) 市税の賦課及び収納に関すること。
- (10) 他の部に属さないこと。

市民協働部

- (1) 市民協働に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 防犯及び交通安全に関すること。
- (4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (5) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (6) 国民年金に関すること。
- (7) 福祉医療に関すること。
- (8) 環境政策に関すること。

福祉部

- (1) 障害者福祉に関する事。
- (2) 地域福祉に関する事。
- (3) 生活保護に関する事。
- (4) 高齢者福祉に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。
- (6) その他社会福祉に関する事。

健康こども未来部

- (1) 健康づくり及び保健に関する事。
- (2) 児童福祉に関する事。
- (3) 子育て支援及び保育に関する事。

建設部

- (1) 商工業に関する事。
- (2) 農業に関する事。
- (3) 都市計画に関する事。
- (4) 土木及び建築に関する事。
- (5) 下水道に関する事。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。